G20サミットで合意され、OECD租税委員会を中心に検討が進められてきたBEPS(税源侵食と利益移転)の行動計画について、9月16日に第1弾のレポートが出され、新たなステージに入った。

レポートの内容は、15のうち7つの行動計画 について、それぞれ問題点を分析し、国内法や 条約上の措置を勧告するなど中身の濃いものと なっている。

この勧告のうち, 国内法や租税条約の改正が

求められるものについては、 各国で順次検討を開始すること、残された議題については、 2015年中に議論し終えること となっており、わが国もさっ そく来年度税制改正の作業に 入ることになる。

国際的租税回避を放置することは、税に対する信頼感を失わせたり税収不足を招くだけでなく、企業の市場競争における公平な条件(レベルプレイングフィールド)を阻害することになるので、新興国も入って国際的に議論することの意義は大きい。以下、報

行動1「電子経済の課税上の課題への対処」は、電子商取引の新たなビジネスモデルに対し、現行の国際課税ルールでは直接税・間接税の課税が十分に行えていないという問題である。これについて、①電子商取引におけるPEの考え方の見直し、②企業が収集したデータの価値に着目した課税、③電子商取引の決済を行う金融機関等への源泉徴収、④海外事業者のB2C取引に対する消費課税という4つのオプションが示され、今後技術的な面も含めて検討されるところとなった。アマゾンの倉庫がPEに当たるかどうか、わが国でも議論となったが、ぜひ議論を深化させてほしい。

告書を読んで気がついた点を挙げてみたい。

行動2の「ハイブリッド・ミスマッチの効果 の無効化」で取り上げられているのは、金融商 品や事業体に対する複数国間における税務上の 取扱いの差異であり、これを利用した税負担の 軽減(二重非課税)が問題視されている。 報 告書は、ハイブリッド・ミスマッチの効果を無 効化するための国内法上の措置を勧告してい る。わが国ではオーストラリアの優先株の取扱 いがすでに議論されており、外国子会社配当益 金不算入制度について、配当支払者において損 金算入される配当は適用除外とすることについ て所要の法改正が行われることとなろう。

> この欄でも取り上げた行動 13の「移転価格関連の文書化 の再検討」については、企業 側の過度な事務負担を避ける べきというわが国の主張は、 引き続きの議論とされている。

> 重要なのは、行動8の「無 形資産に係る移転価格ルール の策定」である。無形資産を 軽課税国・地域の子会社等に 移転することで、ロイヤルティに対する課税を回避してい る多国籍企業が見受けられる 現状にどう対応していくの か。報告書は、無形資産を「有 形資産・金融資産でなく、所

有・支配することができ、同様の状況の非関連者間取引において、その使用又は移転により報酬が生ずる資産」と定義した。また無形資産の価格算定に関して、DCF(Discount Cash Flow)法(将来の予想収益を現在価値に割り引いて価格を算定)の導入を勧告した。今後、OECD「移転価格ガイドライン」の改訂を踏まえてわが国でも国内法令の手当てについて検討が進むであろう。

もっともBEPSは国際的二重非課税への対応 という面が前面に出ており、米国で話題になっ ているコーポレート・インバージョンなどによ る租税回避への対応は含まれていない。わが国 では法人税減税が大きな課題となっており、こ の機会にあわせて国際的租税回避への対応も進 めていく必要がある。

